

「石垣市部活動及びスポーツ少年団等の在り方に係る方針」  
～改訂版～

令和2年5月  
石垣市教育委員会

## 本方針策定の趣旨等

- 学校における運動・文化部活動及びスポーツ少年団等（以下、「部活動」という。）は、児童生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する教育的意義の高い活動である。しかし、適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、部活動の顧問、指導者等（以下「部活動指導員・外部指導者等」も含む。）、及び児童生徒等が、様々な弊害等を生む可能性が懸念される。
- 部活動の顧問及び指導者等の負担軽減のみならず、児童生徒の多様な体験活動の充実や、健全な成長を促す観点からも、部活動においては、大胆な見直しを行い、適正化を推進する必要がある。
- 本市教育委員会においても、平成30年3月にスポーツ庁より提言された、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び同年12月に文化庁より提言された「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、地域、学校、競技種目等に応じて、多様な形で最適に実施されることを目指すとともに持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む必要がある。
- 本方針は、校種の違いに関わらず、徹底するものである。

## 1 適切な運営のための体制整備

### （1）部活動の在り方に係る方針の策定

ア 学校の設置者は、国の策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

イ 学校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、「学校の部活動の在り方に係る方針」を策定する。

【\*部活動の顧問及び指導者等は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、学校長に提出する。】

### （2）指導・運営に係る体制の構築

ア 学校長は、児童生徒や教師の人数を踏まえ、指導内容の充実、児童生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動の設置を行う。

イ 学校長は、部活動の顧問及び指導者等の決定に当たっては、公務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 学校長は、活動計画及び活動実績の確認等より、各部活動の活動内容を把握し児童生徒が安全にスポーツ活動や文化的な活動を行うため、技術指導を行う部活動指導員・外部指導者等を活用するなど、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 学校長や部活動の顧問及び指導者は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び平成30年12月に提言された「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、児童生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・整備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部活動の顧問及び指導者等は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、児童生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、児童生徒とコミュニケーションを十分に図り、児童生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるように、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等より、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部活動指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるように、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

エ 学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、必要に応じて調査等で実態を把握し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、特に運動部活動については、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下のとおりとする。

ア 週当たり2日以上休養日を設ける。

イ 平日の1日と土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）の1日以上を休養日とする。  
※中学校では、「水曜日」を共通した休養日とする。  
※週末に関しては、全小中学校において各部活動に一任する。

ウ 学校閉庁日、毎月の第3日曜日の「家庭の日」は、原則休養日とする。

エ その他、週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

オ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動とし、原則早朝練習等は行わない。

(2) 学校長は、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各部活動の休養日等を設定する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(3) 休養日等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前1週間等、部活動共通、学校全体等の部活動休養日进行ける。

(4) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

(5) 小学校児童が参加して行われる部活動においては、中学校の前段階となる児童の発達の段階を考慮し、上記(1)にある休養日及び活動時間を踏まえた活動となるよう留意し、次に掲げる事項を基準とする。

ア 週当たり2日以上休養日进行ける。

イ 平日の1日と土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）の1日以上を休養日とする。平日の休養日は、各学校及びスポーツ少年団等に一任する。なお、週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 学校閉庁日、毎月の第3日曜日の「家庭の日」は、原則休養日とする。

エ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うため、小学校児童の体力、家庭における団らんの時間及び学習時間の確保、規則正しい生活リズムの形成等、小学校児童の発達段階を考慮し、計画的に練習を実施すること。

オ 学校施設及び公共施設を使った小学校児童の部活動等の練習終了時刻については、日没時刻（特に冬季の時期）には保護者による送迎体制等児童の安心安全を最優先に各部活動等で設定し、学校長の承認を得る。  
練習終了時刻とは、片付け等、部活に係る内容を終了し、練習場所から帰宅する時刻を指す。

(6) 上記(5)の基準以外に小学校児童の部活動については、次の事項に配慮すること。

ア 地域行事への積極的な参加を促し、練習試合等は可能な限り入れず、地域行事へ参加しやすい環境づくりに留意する。

イ 各種大会又は強化練習への出場については精選し、大会又は強化練習が続くことによって、休養日が設定できない状態とならないように留意する。

ウ 塾、習い事等個人の活動を規制しないよう留意する。

エ 小学校段階の部活動を通して健全育成を図るような取り組みを推進する。

オ 小学校段階は、「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる」段階であることに留意し、勝敗、成功・失敗だけで判断するのではなく、個々の成長を促す取り組みを行う。

カ 体罰は絶対にしない、言葉による暴力も絶対にしない、絶対にさせないチームづくりについて、チームスタッフ、保護者、父母会等で確認し、確実に取り組むように留意する。

#### 4 参加する大会等の精選

(1) 学校の設置者は、週末等に開催される大会・試合に参加することが、児童生徒や部活動顧問及び指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

(2) 学校長は、児童生徒の教育上の意義、児童生徒や部活動の顧問及び指導者の過度な負担とならないよう、保護者の出費等も踏まえて、参加する大会等を精査する。

#### 5 児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 児童生徒のニーズを踏まえた活動の設置

運動部活動は、児童生徒一人一人の興味・関心に応じて行われるものであることから、学校においては、「競技力、表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の運動部活動を設置する。また、大会やコンクールの結果や成績等を追及するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや児童生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、児童生徒の多様なニーズに応じた指導を行うことができる運動部活動を設置する。

文化部活動においては、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的ニーズに必ずしも答えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

(2) 地域との連携

ア 学校の設置者及び学校長は、生涯スポーツ・文化的な活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力を得る。また、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形で地域における環境整備を進める。

イ 学校の設置者及び学校長は、学校と地域の関係団体が子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方を共有する。また、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 【参考資料】

- 神奈川県の一部活動の在り方に関する方針（平成30年4月）
- 部活動の適正な運営に向けて（平成29年4月 川崎市中学校部活動検討専門会議）
- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月 スポーツ庁）
- 「運動部活動等における望ましい指導の在り方について（通知）」（平成28年4月5日付け 教保第17号）
- 「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）
- 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月 文化庁）
- 運動部活動等（スポーツ少年団含む）における望ましい指導の在り方について（通知）（平成31年4月5日付け 教保第27号）

## その他

- 平成30年5月方針策定
- 令和2年5月改訂